

自動車整備分野における外国人の受入れ (在留資格:特定技能)

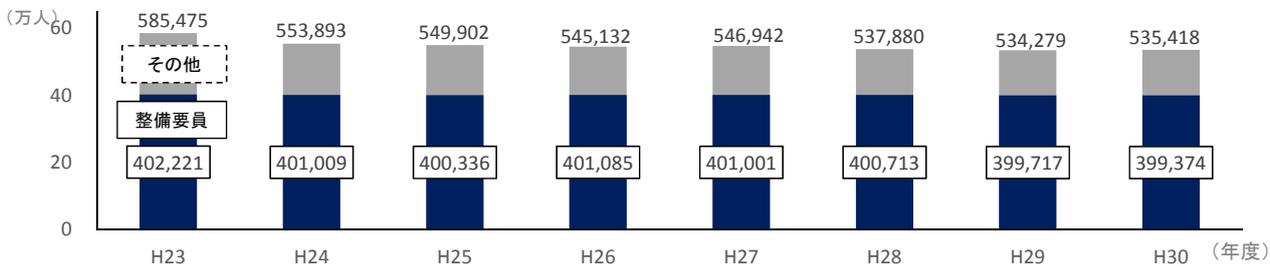
平成31年4月
国土交通省自動車局

背景

自動車整備要員の人手不足状況

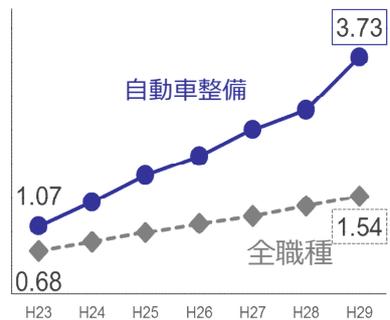
- 自動車整備業における従業員数は、近年、ほぼ横ばいで推移(整備要員は約40万人)しているが、自動車整備要員の有効求人倍率が上昇するなど、整備業界の人材不足が顕在化。
- 少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化により、近年、自動車整備士を目指す若者が減少。
- 自動車整備要員の平均年齢は上昇傾向にあり、平成30年度には45.3歳に達している。

自動車整備事業の従業員数と整備要員数の推移



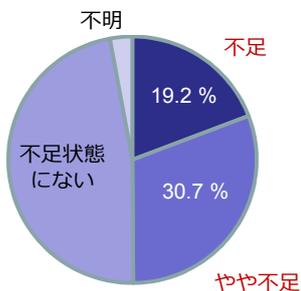
出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編 「自動車整備白書」(平成30年度)

自動車整備要員の有効求人倍率の推移



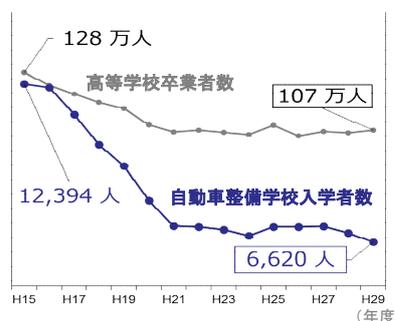
出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

自動車整備士の過不足の状況(整備工場に対するアンケート結果)



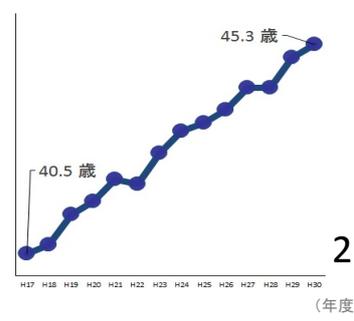
出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書」(平成29年度)

高等学校卒業生数及び自動車整備学校入学者数の推移



出典：全国自動車大学校・整備専門学校協会調べ

自動車整備要員の平均年齢の推移



出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書」(平成30年度)

人手不足への対応(特定技能の目的)

国内人材の確保

国土交通省では、若者・女性の就業促進のため、①運輸支局長等による高等学校訪問、②自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信、③自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催等に取り組んでいますので、ご参考ください。

自動車整備要員の人材確保・育成について：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000018.html

自動車整備人材確保・育成推進協議会：<http://jidoushaseibishi.jp/>

生産性の向上

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定等、生産性の向上に資する取り組みをご参考ください。

中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000012.html

特定技能外国人の受入れ

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、自動車整備分野が指定されています。

3

自動車整備業における外国人材の受入(技能実習と特定技能)

- 我が国では、技能移転を通じた開発途上地域への国際協力を目的とした外国人技能実習制度により外国人材を受け入れており、平成28年4月より、自動車整備事業においても受入れを開始。
- 新たな在留資格である「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が可決・成立され、平成31年4月1日より施行。
- 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」(平成31年法務省令第6号)において、自動車整備分野が指定され、平成31年度より受入れを開始予定。

自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

● 外国人技能実習制度：在留資格「技能実習」

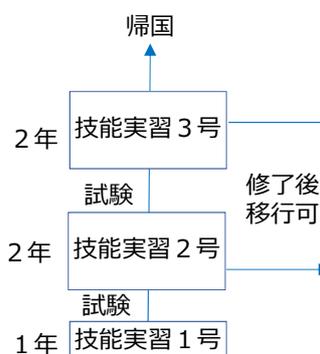
- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。

● 新たな在留資格：在留資格「特定技能」

- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験。
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も想定。

※ 在留期間に制限のない「特定技能2号」は創設しない。

外国人技能実習制度



新たな在留資格による受入れ制度



4

技能実習と特定技能の違い

技能実習

人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。

※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）より

技能実習1号（1年）→ 技能実習2号（2年）→ 技能実習3号（2年） ※最長5年

特定技能

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）より
出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）体系にて、制度を規定
受け入れる分野毎に、「分野別運用方針・要領」を策定

<特定技能1号>

不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※最長5年

<特定技能2号>

同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※上限なし 5

自動車整備業において特定技能1号外国人材が従事する業務

自動車の定期点検整備

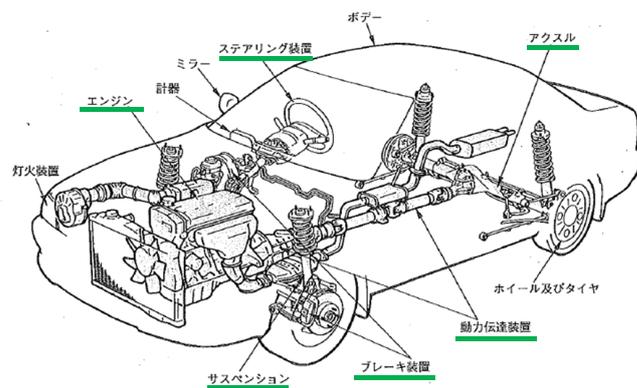
- 道路運送車両法に基づく法定点検整備

定期点検項目の例

<p>ステアリング装置</p> <p>ハンドル操作の不具合を防止するため、ロッドおよびアームの緩み、かた、損傷等を点検します。</p> 	<p>ブレーキ装置</p> <p>ブレーキの効き不良を防止するため、ブレーキディスクの摩耗および損傷等を点検します。</p> 	<p>走行装置</p> <p>ホイールの脱落などを防止するため、ホイールナットおよびホイールボルトの緩み等を点検します。</p> 
<p>動力伝達装置</p> <p>走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検します。</p> 	<p>電気装置</p> <p>エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、点火プラグの状態等を点検します。</p> 	<p>エンジン</p> <p>エンジンの不具合を防止するため、冷却装置の水漏れ等を点検します。</p> 
<p>サスペンション</p> <p>サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、取付部および連結部の緩み、かた、損傷等を点検します。</p> 	<p>ばい煙・臭気のあるガス・有害ガスなどの発煙防止装置</p> <p>熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷等を点検します。</p> 	

自動車の分解整備

- エンジン、ブレーキ、ギアボックスなど重要部品を取り外して行う整備又は改造



分解整備とは、以下の装置を取り外して行う整備又は改造

- ・ 原動機
- ・ 動力伝達装置（クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デフアレンシャル）
- ・ 走行装置（フロントアクスル、リア・アクスル・シャフト等）
- ・ かじ取り装置（ギヤボックス、リンク装置等）
- ・ 制動装置（マスタシリンダ、ブレーキ・チャンバ、バルブ類等）
- ・ 緩衝装置（シャシばね）
- ・ 連結装置（トレーラ・ヒッチ、ボール・カップラ）

これら作業を一人で適切に行える技能水準 ≡ 三級自動車整備士相当

特定技能外国人を受け入れるルート

試験

2019年度中の実施(フィリピン、ベトナム)を予定していますが、開催国等変更になる可能性がございます。

●技能及び業務上必要な日本語

「自動車整備分野特定技能評価試験」(仮称)又は「自動車整備士技能検定試験3級」

- ※自動車整備士技能検定3級と同水準程度
- 試験言語：日本語(必要に応じてルビを付す)
- 実施方法：筆記及び実技方式
- 実施回数：年おおむね1回程度を予定、国外で実施

●日常生活に必要な日本語

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定
地方出入国在留管理局の許可がおりたら、外国人が在外公館に申請

技能実習からの移行

●第2号技能実習(自動車整備職種に限る)の修了【技能、日本語の試験不要】

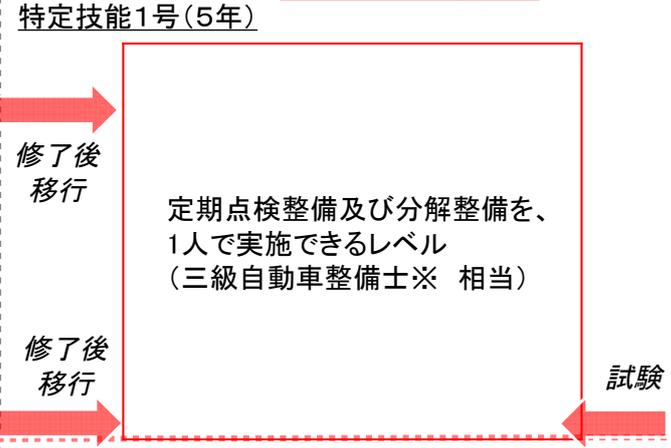
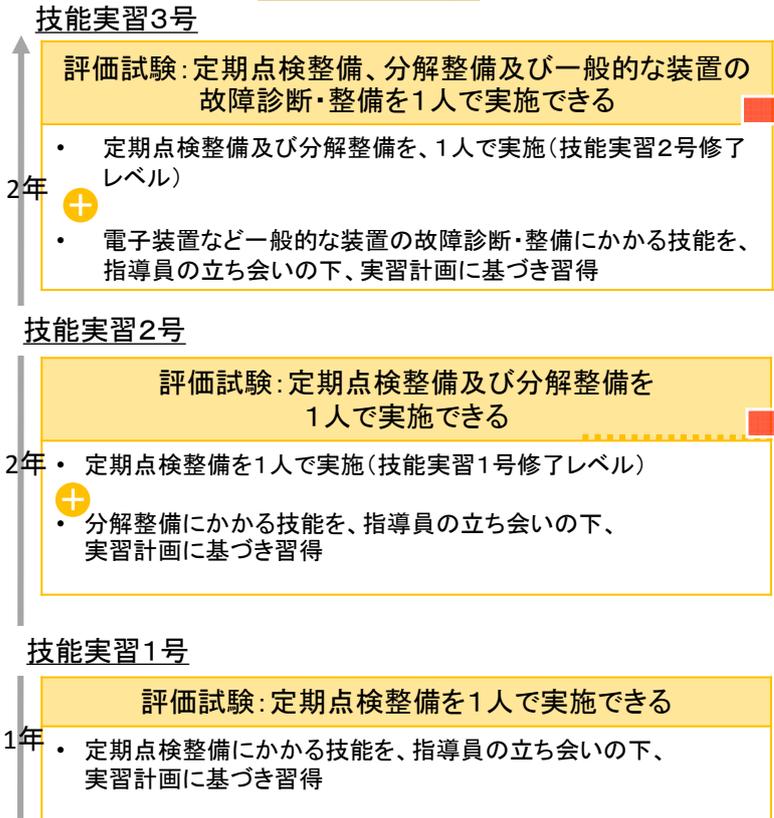


受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定
受け入れ機関、外国人共に地方出入国在留管理局へ申請

自動車整備業における技能実習と特定技能のレベル

技能実習制度

特定技能(新設)



定期点検整備	分解整備
道路運送車両法に基づく法定点検整備 例 排気装置のガス・有害ガスなどの発煙防止 熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の確実および整備等を点検します。 	重要部品を取り外して行う整備又は改造 重要部品の例 ・ 原動機 ・ 動力伝達装置 例: クラッチ ・ 走行装置 例: フロントアクスル ・ 制動装置 例: ブレーキディスク 等

【参考】
二級自動車整備士は、三級自動車整備士の能力・知識に加え、分解整備記録簿の管理など整備を統括する能力、自動車検査に関する知識が求められる。
一級自動車整備士は、二級自動車整備士の能力・知識に加え、自動ブレーキなど新技術の故障診断・整備、ユーザーに対して故障状態の説明や再発防止の助言ができることが求められる。

特定技能の受入れ方

9

新しい入管制度の構造

出入国管理及び難民認定法

赤字:自動車整備分野特有の事項について規定

関係政令・省令

関係告示 (自動車整備分野に係る上乗せ告示)

↑内容を制度化

- 政府基本方針(閣議決定)
- 自動車整備分野に係る分野別運用方針(閣議決定)

具体の手続き方法や様式については、以下の要領を参照ください。

※ 国土交通省HPIに掲載されています http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

- 特定技能外国人受入れに関する運用要領
- 1号特定技能外国人支援に関する運用要領
- (別冊)自動車整備分野に係る運用要領

10

自動車整備分野に係る分野別運用方針の概要

- 自動車整備分野の「特定技能1号」(在留期間5年)は、自動車の日常点検整備、定期点検整備及び分解整備を業務として行う。(在留期間に制限のない「特定技能2号」は、当面創設しない。)
- 5年間の受入れ見込み数は、最大7,000人。
- 「特定技能1号」の在留資格を得るためには、自動車整備の技能と日本語能力の試験に合格する必要。(外国人技能実習2号修了の場合でも可)
- 受入れ機関(自動車整備工場に対して、外国人材に対する支援を適切に行うことに加えて、道路運送車両法に基づく認証を受けていること、国土交通省が組織する協議会に対して、必要な協力を行うこと等を義務付け

自動車整備分野の「特定技能1号」

- ・在留期間：5年
(在留期間に制限のない特定技能2号は当面創設しない。)
- ・5年間の受入れ見込み数：最大7,000人

試験内容

【技能試験】

「自動車整備特定技能評価試験」(仮称)(筆記+実技)
又は3級自動車整備士技能検定試験(筆記+実技)合格

【日本語能力試験】

国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)
※ 外国人技能実習2号修了でも可

業務内容

自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備



受入れ機関(自動車整備工場)の義務・要件

【外国人に対する支援】

- ・生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応等

【雇用契約】

- ・フルタイム、直接雇用

【道路運送車両法に基づく認証の取得】

- ・道路運送車両法の認証を受けた事業場であること。
- ・国土交通省が組織する協議会に対して必要な協力を行うこと。

11

受け入れの手続き(概要)

前提となる条件

- ・ 外国人を雇用する事業場が、認証工場である必要があります。
 - ・ 外国人と結ぶ雇用契約において、日常点検整備、定期点検整備、分解整備に従事させる必要があります
- ※ 関連業務として、車枠車体の整備調整作業などを行うことは差し支えありません(ただし、専ら関連業務を行うことは不可) 運用要領(別冊) pp. 4
- ・ 登録支援機関を利用する場合、登録支援機関において
- ①「自動車整備分野特定技能協議会」に入会をすること
 - ②自動車整備士1級又は2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること(注:常勤、非常勤は問われませんが、地方出入国在留管理局により、個別に審査されます)等が求められます。

手続きフロー

1. 雇用したい外国人の検討、雇用契約の締結

2. 自動車整備分野特定技能協議会への入会届出(協議会第1号、第2号様式、別表第1)
→ 受理をしたら、協議会事務局より、構成員資格証明書を発行します
* 最寄りの運輸局、沖縄総合事務局で可能です(詳細別紙)
* 登録支援機関を利用する場合、登録支援機関も入会する必要があります

3. 雇用契約、支援計画、構成員資格証明書、自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料等を揃えて、地方出入国在留管理局に申請ください

法務省の運用要領に従って準備ください
* 出入国在留管理庁における手続きです

自動車整備分野特定技能協議会運営規程に従ってご準備ください
* 国土交通省における手続きです

要領等はこちら

法務省HP : http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

国土交通省HP : http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

12

自動車整備分野特定技能協議会の窓口

- 自動車整備分野に係る特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関(自動車整備事業者)又は登録支援機関(以下「特定技能所属機関等という。)」が満たすべき基準として協議会の構成員であることが必須。
- このため、特定技能所属機関等は、特定技能外国人を受け入れる事業場を管轄する地方運輸局等まで、入会届出書及び遵守事項を持参又は郵送する届出が必要。
- また、届出事項の変更や特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、同じく届出が必要。

自動車整備分野特定技能協議会構成員申請相談窓口一覧

※一部、地方運輸局では、管轄地域にある運輸支局においても相談可

運輸局等	管轄地域	運輸局等	管轄地域
北海道運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:011-290-2752	北海道	近畿運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:06-6949-6453	大阪府・京都府・兵庫県 奈良県・滋賀県・和歌山県
東北運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:022-791-7534	宮城県・福島県・岩手県 青森県・山形県・秋田県	中国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:082-228-9142	広島県・鳥取県・島根県 岡山県・山口県
関東運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:045-211-7254	東京都・神奈川県・埼玉県・ 群馬県・千葉県・茨城県・ 栃木県・山梨県	四国運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:087-802-6783	香川県・徳島県・愛媛県・高知県
北陸信越運輸局 自動車技術安全部整備・保安課 TEL:025-285-9155	新潟県・長野県・ 石川県・富山県	九州運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:092-472-2537	福岡県・長崎県・大分県 佐賀県・熊本県・ 宮崎県・鹿児島県
中部運輸局 自動車技術安全部整備課 TEL:052-952-8042	愛知県・静岡県・岐阜県 三重県・福井県	沖縄総合事務局 運輸部車両安全課 TEL:098-866-1837	沖縄県

※ 様式等は国土交通省HPに掲載 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

13

留意点:受入れ可能な人数

①特定技能としての受入れ

- 制度として、受入れの人数制限はございませんが、外国人を十分に支援できるかどうか、出入国在留管理庁において個別の審査があります

②認証要件による制限

- 道路運送車両法に規定される従業員に対する整備士の要件が課されます(特定技能外国人は、整備士としてカウントできません)
- 技能実習生の受入れも行っている場合、従業員数には技能実習生+特定技能+その他日本人の従業員がカウントされますので、ご注意ください

③参考:技能実習制度の人数制限

基本人数枠

- この人数に、特定技能はカウントされません

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
31人~40人	4人
30人以下	3人

監理団体の利用有無や技能実習1号、2号の別等で受入れ人数が変わりますので、ご注意ください。

14

参考資料

15

自動車整備分野に係る上乗せ告示(平成31年国土交通省告示第358号)

- 事業所管大臣は、特定の分野に特有の事情に鑑みて、法務大臣に協議の上で、告示で定めることができる
- このため、自動車整備分野において、①在留資格を与えるために外国人が満たす基準、②特定技能外国人を受け入れるにあたり、受入れ企業が満たすべき基準を定める告示を制定した。

特定技能としての在留資格を与えるために、外国人が満たすべき要件

- 派遣雇用でないこと

特定技能外国人を受け入れるにあたって、受入れ企業（特定技能所属機関）が満たすべき基準

- ① 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証(限定認証や二輪のみも含む。)を受けた事業場であること
- ② 国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員になること
- ③ 上記②の協議会に対し、必要な協力を行うこと
- ④ 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
- ⑤ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合には、以下の いずれにも該当する登録支援機関に委託すること
 - i. 上記②～④いずれにも該当すること
 - ii. 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと

※ 国土交通省HPよりご確認いただけます。

「自動車整備分野における「特定技能」の受入れ」：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_SSW.html

16

(参考)自動車整備分野における運用方針・要領の概要

受入見込数

5年間で最大7,000人(受入れの上限として運用)

- ◆ 特定技能1号(在留期間5年)のみであり、在留期間に制限のない「特定技能2号」は、当面創設しない。

従事する業務

自動車の日常点検整備、定期点検整備及び分解整備

雇用形態

直接雇用のみ

受け入れ機関に対し特に課す条件

- ア 国土交通省が設置する「自動車整備分野特定技能協議会」の構成員になること。
- イ 協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ウ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- エ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であること。
- オ 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、以下の全ての条件を満たす登録支援機関に委託すること。
 - ① 上記ア、イ及びウの条件を満たすこと。
 - ② 自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者又は自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者を置くこと。

ほか、分野横断的に求められる外国人に対する支援(生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応等)が必要。

17

(参考)「技術・人文知識・国際業務」の在留資格

□ 目的

専門的な知識、技術、技能を有する外国人を積極的に受け入れることにより、我が国の経済社会の活性化に資する

□ 在留期間

5年、3年、1年又は3月

⇒ 在留資格は**更新可能**(原則10年以上の在留で永住許可が認められるものがあると想定)

□ 主な資格取得要件

- ・ 申請人は、①～③のいずれかに該当していること
 - ① 当該技術に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと
 - ② **当該技術に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと**
 - ③ 10年以上の実務経験を有すること
- ・ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

● 本邦の専門学校を卒業した留学生に係る許可事例

本邦の専門学校の自動車整備科を卒業し、専門士(2級整備士)資格を取得した者から、本邦の自動車の点検整備を業務内容とする事業者との契約に基づき、**月額18万4千円の報酬**を受けて、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに、**自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。**

詳しくは、自動車整備士養成施設や法務省のガイドラインをご覧ください。

* 大変恐縮ですが、国土交通省においてのご相談はお受けいたしかねます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html

18

(参考)自動車整備分野特定技能協議会

- 特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的に平成31年3月29日に設置した。

構成員

- 学識者
- 自動車整備事業者団体
- 法務省
- 特定技能所属機関(自動車整備事業者)
- 試験実施期間
- 外務省
- 警察庁
- 厚生労働省
- 登録支援機関
- 国土交通省

活動内容

- ・ 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ・ 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- ・ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ・ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ・ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- ・ 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- ・ 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- ・ 特定技能所属機関及び登録支援機関が構成員であることの証明
- ・ その他、必要な情報・課題の共有、協議等

19

(参考)【技能実習】自動車整備職種における外国人技能実習生の受入(平成28年4月～)

- 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。
- 技能実習の適正確保ため、自動車整備職種の「上乘せ告示」を策定するとともに、「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」を設置
- 主な送出国は、フィリピン、ベトナム、ミャンマー。

経緯

平成28年4月

外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加
(自動車整備職種の外国人技能実習生受入開始)

平成29年4月

入国前又は入国後の講習内容、監理団体の体制等を定めた「上乘せ告示」※を策定。

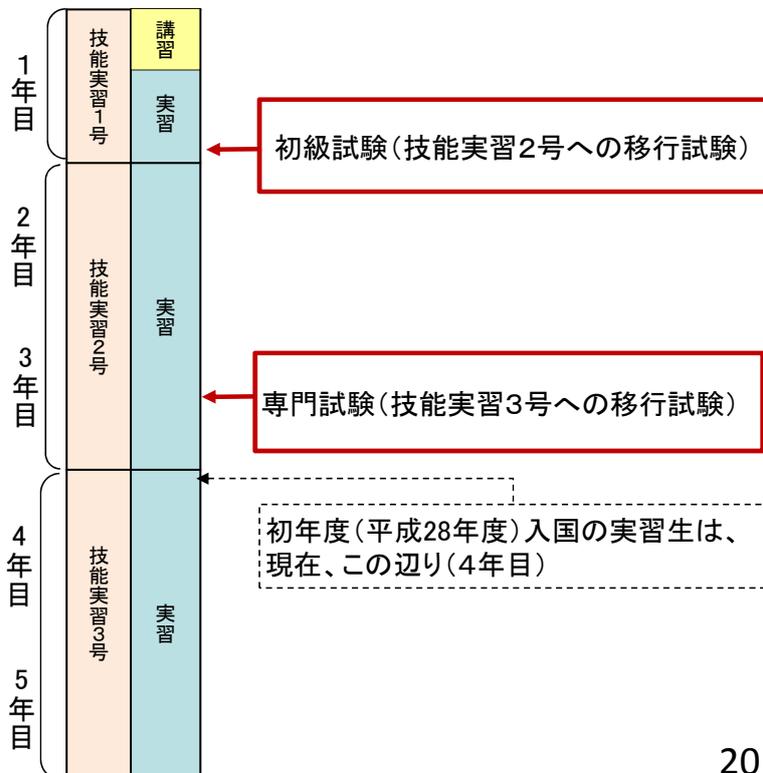
※「自動車整備職種の自動車整備作業について外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件」(平成29年国土交通省告示第386号)。

平成29年11月

外国人技能実習法施行

平成30年2月

外国人技能実習法第54条に基づく「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」設置



20

- ・技能実習法が平成29年11月1日に施行。
 - ・技能実習法施行規則(厚生労働省令、法務省令)において、事業所管大臣が、技能実習の内容の基準等について、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣に協議の上で、告示で定めることができることとされている。
- **自動車整備作業については、自動車の安全に関わるものであるため、技能実習を行わせる体制の基準等を定めた。**

1) 技能実習の内容に関する基準

入国後講習又は入国前講習のいずれかにおいて、自動車整備作業に関する講習(国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備作業に関する基礎的な知識を修得させる。)を実施すること。

2) 技能実習を行わせる体制の基準

- ① 1～3年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ② 4, 5年目の外国人技能実習生を指導する技能実習指導員は、二級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。
- ③ 技能実習を行わせる事業所は自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であること。

3) 監理団体の業務の実施に関する基準

技能実習計画の作成の指導は、三級自動車整備士の技能検定などに合格した者であること。